

事業継続と法的環境研究会の活動

2015年7月24日(金)

特定非営利活動法人 事業継続推進機構(BCAO)
事業継続と法環境研究会

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

東日本大震災関連の裁判例

被告	管轄裁判所	判決年	請求	判決
①女川町七十七銀行	仙台地裁 裁判長 齋木教朗	2014年	損害賠償	請求棄却。請求額行員3名 2億3千万円(平均76.7百万円)
②石巻市ひより幼稚園(私立)	仙台地裁 裁判長 齋木教朗	2013年9月 控訴 2014年10月 高裁和解	損害賠償	園児4名に、1億77百万円の賠償命令(平均44.25百万円) 請求額2億67百万円 園側が計6000万円を払うなど仙台高裁で和解
③大川小学校	仙台地裁 裁判長高宮健二			審議中
④山元町常磐山元自動車学校	仙台地裁 裁判長高宮健二	2015年1月	損害賠償	原告26名に、19億1千万円の賠償命令(平均73.46百万円) 請求額19億67百万円
⑤山元町立東保育所[公立]	仙台地裁 裁判長山田真紀	2014年	損害賠償	請求棄却。請求額 園児2名 88百万円(平均44百万円) 保育所が津波に襲われる危険性を町は認識しておらず、避難を指示する義務があったとはいえない。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

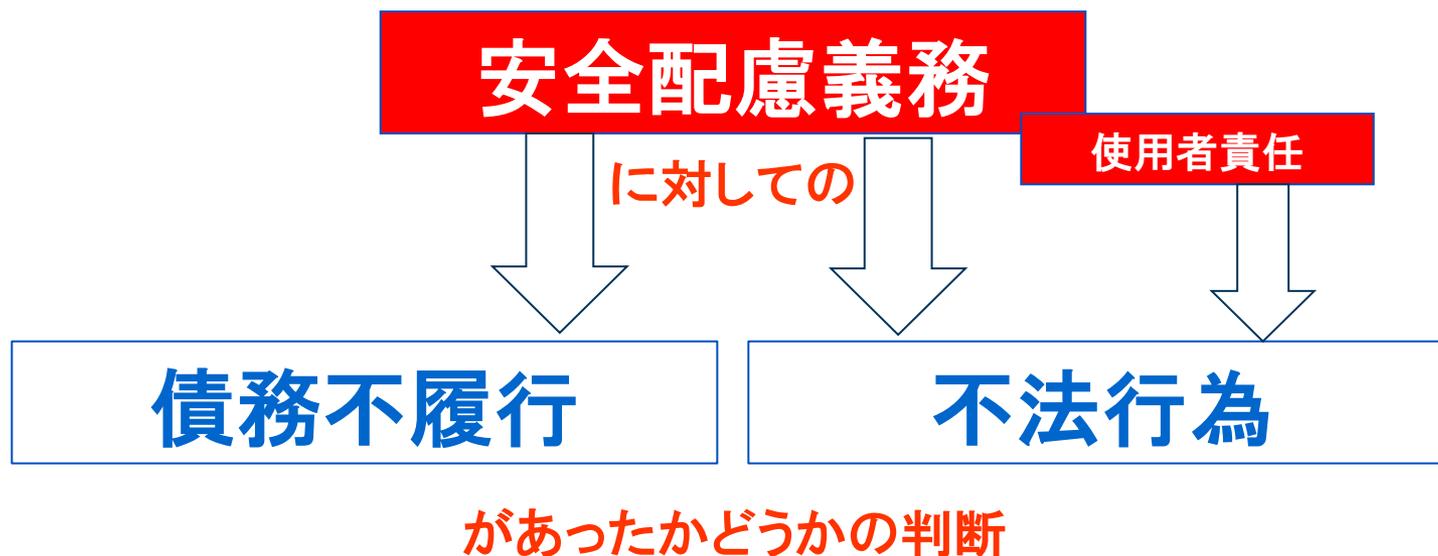
判決のまとめ

□ 七十七銀行判決

- ◆ 原告ら主張の**安全配慮義務違反**は、いずれもこれを認めることができず、以上の当裁判所の認定説示を左右するに足りる証拠はない。・・・被告には、原告らに対する**安全配慮義務違反の債務不履行又は不法行為**（民法709条、715条1項）による損害賠償責任があるとはいえない。

□ ひより幼稚園判決

- ◆ 学院には**安全配慮義務違反の債務不履行責任**及び民法715条1項（**使用者責任規定**）の**不法行為**による損害賠償責任があり、被告B2園長には民法709条の**不法行為**による損害賠償責任があるものと判断する。



※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

法的な意味

	説明	
安全配慮義務	<ul style="list-style-type: none"> 当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則(民法)上負う義務。 労働契約法(労働関係の安全配慮義務)を除いて明文化されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は、労働者との関係上、労働契約法5条により、「会社は、社員に対しては労働契約に伴い、労働者がその生命、身体などの安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をすべき義務がある」 企業は、派遣社員にも、信義則上、不法行為法上の安全配慮義務がある 学校等では、「学校と生徒間の契約から生じる付随義務として…生徒も生命・身体を保護する義務を負う」 「特に幼稚園児は…危険を予見する能力および危険を回避する能力が未発達にあり…教職員は最大限…園児を保護すべき注意義務を負う」
使用者責任	<ul style="list-style-type: none"> 事業のために使用した者が、第三者に損害を加えた場合に、使用者がそれを賠償する。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業事例では、論点になっていない(社員が第三者に損害を与えていない)。 学校等の履行補助者又は被用者である職員に重大な注意義務違反があった以上、学校は債務不履行責任又使用者責任を免れず、校長等も不法行為責任を免れない。
債務不履行	<ul style="list-style-type: none"> 約束したこと(契約)を正しく実行しないこと。 故意もしくは過失または信義則上の帰責事由によって債務・約束事を履行しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業・組織： 社員(使用者)との労働契約の締結 ⇒ 法的義務 学校・幼稚園： 学生・園児等の入学・入園許可で、在学(在園)契約の締結 ⇒ 付随義務 両者は、契約の種類が異なる
不法行為	<ul style="list-style-type: none"> 契約や約束がなくても、故意または過失によって他人の権利・利益を侵害すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 校長等も一般不法行為法上、組織と同様の安全配慮義務を負う

研究会の気づき: 裁判は原告が指摘する論点について、判断をするもので、
論点以外での原告の行為を全面的に判断したものではない。

↓したがって

今回の論点をすべてクリアすれば将来の裁判で問題がない、ということにならない。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

論点

七十七銀行の論点	論点の説明	判決内容
1. 立地の特殊性に合わせた店舗の設計義務違反	<ul style="list-style-type: none"> 当該支店の立地条件(リアス式海岸湾奥で津波波高の増幅リスクの存在)を考慮した設計(建屋の高さ等)にするべきだった。 	<ul style="list-style-type: none"> 予想される津波の高さを常に上回るように設計・建築すべき義務があるとはいえない。 補強理由として、過去の津波の波高を例示列挙。
2. 安全教育を施した者を管理責任者とする配置義務の違反	<ul style="list-style-type: none"> 津波対策に関して十分に安全教育を施した者を管理責任者として配置する義務を怠った。本件はこれに違反するか？ 	<ul style="list-style-type: none"> 支店長(管理責任者)への安全教育は不十分とはいえない(義務違反ではない)。
3. 避難訓練等実施義務の違反	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から、発生する可能性のある災害に関して業務時間中に避難訓練を実施する義務があり、これを銀行側が怠った。 	<ul style="list-style-type: none"> 怠ったとはいえない。(災害対応プランの周知、年1回の防災体制確認、過去にも避難訓練を実施)
4. 災害対応マニュアルの適否、同マニュアルに支店屋上を避難場所に追加したこと	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所として、従前の避難場所より低い支店屋上を追加したことが、安全配慮義務に違反する。 	<ul style="list-style-type: none"> 違反しない。一時的かつ臨時的な避難場所として追加したことには合理性がある。
5. 情報収集義務違反	<ul style="list-style-type: none"> 支店長は、地震発生後に情報収集すべき義務を怠った(不十分だった)。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務違反とはいえない。大津波警報を確認し、行員に伝え、避難を指示している。
6. 最初から別の高台に避難すべき義務	<ul style="list-style-type: none"> 女川の特殊性を考慮すれば、最初から高台に避難すべきだった。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務違反とはいえない。支店自体が津波避難ビルに指定されていた。当時の状況下では予見可能性があったとはいいがたい。
7. 被告本店の指揮等の対応	<ul style="list-style-type: none"> 本店が、支店屋上への避難を黙認したことが、安全配慮義務違反にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> 義務違反とはいえない。予見可能性がない。

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

BCPの視点から見た教訓

- 【1】 BCPを、**最新の知見**で**随時充実**する。
- 【2】 訓練を通じて**実践**し、**有効性を担保**する。
- 【3】 **義務履行の記録(確証)**を残す

論点	BCP最低限の必要事項（発災前の準備段階）	BCP最低限の必要事項（発災後）
1. 立地の特殊性に合わせた店舗の設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害が想定される場合には、迅速な避難計画の策定と十分な訓練。 ・ 最新の行政機関作成の報告書等に準拠 ・ 行政・有識者や過去記録などの科学的知見の利用 ・ 階数などの規定ではなく、実質的な高さで判断。 ・ 合理的な決定および決定過程を記録。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実災害の状況により、避難に十分な時間的余裕を持った確かな判断。 ・ 無駄でも、手遅れにならないようにする(危機が切迫している場合など)。
2. 管理責任者の資質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対応プランの更新、取締役会承認、複数の避難場所指定、社員への周知徹底などの積極的な活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行方不明の搜索活動支援など。 ・ 帰宅希望者への危険情報の周知。
3. 避難訓練等実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本番通りの実質的な実動訓練を最低年一回実施。 ・ 防災体制の確認、通信機器の操作訓練、避難場所の周知徹底・確認・移動訓練、緊急時メール配信や安否状況確認訓練。 ・ 訓練結果による規定の更新。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルに即して、かつ現実の状況に照らして、合理的判断をする。 ・ 状況に応じて訓練通りに対応するのではなく、臨機応変の対応をする。
4. 災害対応マニュアルの適切性と避難場所指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討に検討を重ね、最悪の場合を想定して合理的にマニュアルを策定。 ・ PDCAサイクルを維持する。 ・ 科学的知見に基づく予見可能性を基準とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に照らして(近隣の被害や災害の規模や切迫性から)適切な判断(十分な根拠を要する)を、人命最優先の観点で、迅速な避難判断をする。
5. 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時でも情報収集できる機器を準備し、操作訓練を実施する。担当者を決めておく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発災直後から避難後も継続的に、ラジオやTV放送などで情報収集に努め、的確な判断につなげる。必要なら、外部の見張り役も配置する。 ・ 危険情報の全員への周知(情報共有)
6. 避難場所の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の避難方法を策定するなど、状況において最適な選択が出来るように計画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機までの時間的余裕と具体的状況に応じて、人命最優先の観点で、迅速な避難判断をする。
7. 本社の指揮等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部と現地の判断基準の策定 ・ 現地判断の優先ルールの明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部への状況と行動の報告

※ 本資料の文責は研究会にあり、BCAO全体の見解ではありません。

特定非営利活動法人
事業継続推進機構
事業継続と法的環境研究会

A Specified Non-Profit Japanese Corporation
Business Continuity Advancement Organization (BCAO)